

林業・木材産業分野における外国人材の確保

【国の動き】【H30.12月】「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」策定

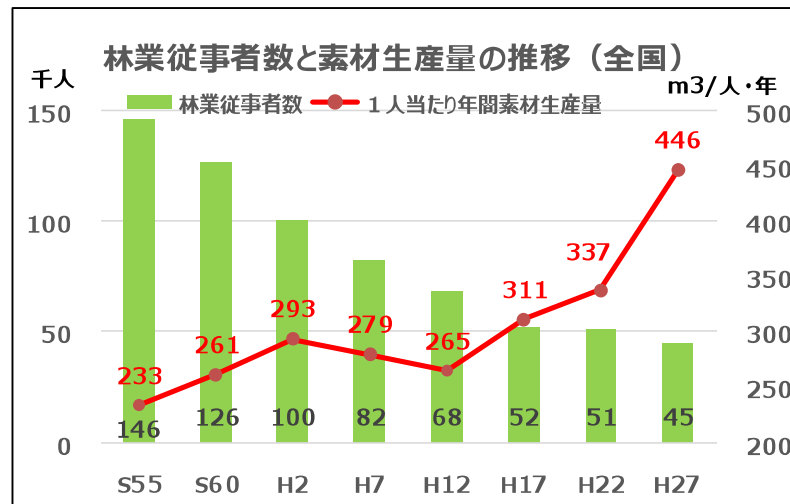
※H30.12.25 外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議で決定（全125施策）→R元.12.20 「対応策」改訂版決定(全172施策)
 【H31.4月】 深刻な人手不足に対応し、外国人の就労を拡大するため新たな在留資格「特定技能」を創設

【林業・木材産業分野の現状】

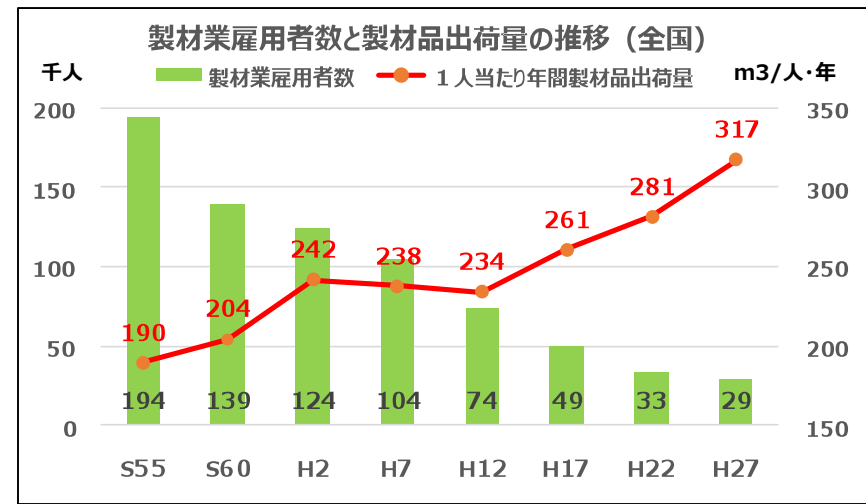
全国で森林資源が年々充実しており、森林資源の活用が地域の経済活動に寄与⇒国では、2025年の木材自給率50%（国産材供給量：4,000万m³）の目標を設定
 ※R元木材自給率：37.8%（国産材供給量：3,099万m³）

林業・木材産業分野では、担い手が減少する中で技術力の向上等により生産性がアップ

→ 素材生産量が伸びているが、森林資源を活用し更なる増産につなげるためには、担い手の確保が必要



資料：農林水産省「木材需給報告書」から算出



資料：農林水産省「木材需給報告書」と「木材統計」から算出

- 現行の外国人技能実習制度において、林業・木材産業分野は、在留期間が1年の1号のみ
 → 我が国の林業技術を外国人技能実習生が習得するためには、1年以上の期間が必要

政策提言〈林業・木材産業分野の技能実習2号及び特定技能制度1号への職種追加〉

- 技能実習2号への職種追加：1号の1年と2号の2年で3年間の在留期間→日本の林業技術を習得
- 特定技能制度1号への職種追加：新たに5年間の在留期間（技能実習制度と含め8年）→担い手として確保

【県の受け入れ体制】

高知県外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応会議

高知県外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応会議（H31.1月：副知事をトップに庁内16部局の副部長級で構成）

R2.8月
林業事業者が中心となり監理団体設立

＜目的＞ 国の「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、本県での外国人材の受け入れ・共生に向けた対応について、各部局間で情報共有や意見交換を行い、各部局で関係する対応を整理し、対応策をまとめ、実行していく体制を構築するため設置

＜主な取組＞ ①県内における就労・相談体制の充実（外国人雇用に向けた研修会等の実施、外国人雇用ガイドブックの作成、事業者向け相談体制の強化等）
 ②地域の一員としての受け入れ体制の充実（高知県外国人相談センターの運営、地域における日本語教育の強化、外国人が入居できる住宅の確保等）